

鳥取県建設工事検査基準

平成元年10月27日発検第1号

(一部改正平成4年3月27日発検第4号)

(一部改正平成10年12月10日発工検第19号)

(一部改正平成17年3月30日第200400026776号)

(一部改正平成21年3月24日第200800175987号)

(目的)

第1 この検査基準は、鳥取県建設工事検査規程（昭和46年4月1日鳥取県内訓第2号）第7条に基づき、検査に必要な技術的事項をまとめ、適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事を対象として、契約書、仕様書、図面その他関係資料（以下「契約図書」という。）に基づき、施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(検査の要点及び基準)

第3 工事実施状況の検査は、施工計画書の記載内容とその施工状況、各種記録（写真を含む。）と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

2 出来形検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種記録と設計図書と対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断する事が困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

3 品質検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書と対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

4 出来ばえの検査は、仕上がり面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、目視、観察により行うものとする。

第4 この建設工事検査基準は、平成21年3月24日以降の工事検査に適用するものとする。

(別表第1) 工事実施状況の検査の要点

考 査 項 目	事 項
1 施工体制	
(1) 施工体制一般	適正な施工体制の確保状況
(2) 配置技術者	
① 現場代理人	現場の常駐、執務の状況
② 主任(監理) 技 術 者	技術力、判断力(工事内容の把握、理解)の状況
③ 作業主任者	選任執行状況
④ 自社施工 義務対象工事	自社施工体制通知書との整合
2 施工状況	
(1) 施工管理	設計図書の照査及び施工計画書の内容、現場への反映状況 工事材料管理及び写真管理の実施状況 段階確認の適正な実施及び協議資料等の整理状況 建設廃棄物等の処理状況 施工管理の実施状況
(2) 工程管理	工程管理状況及び進捗内容
(3) 安全対策	安全管理体制の実施状況 周辺環境対策の実施
(4) 対外関係	対外調整状況

(別表第2-1) 出来形検査基準

工 種			検査内容	検査頻度	摘 要	
共通	一般	共通の工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	施工延長100mにつき1箇所以上、延長100m以下の場合は2箇所以上。	原則として実測、場合により施工管理記録による
		一般	法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 梁断面、アンカーピン数、網重ね幅	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は2箇所以上。 1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡以下の場合は2箇所以上。	
			基礎工	基準高、根入長、偏心量	杭5本につき1本以上。 (重要構造物の杭)	
	一般	舗装工	石ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上、延長100m以下の場合は2箇所以上。	
			一般舗装工	路盤工	基準高、幅	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は2箇所以上。
	厚さ	施工延長1kmにつき1箇所以上。				
	舗装工	基準高、幅		施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は2箇所以上。		
		厚さ		施工面積10,000㎡につき1箇所以上、面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上。	コアーにより検査	
	一般	地盤改良	平坦性	資料により検査。		
			基準高、幅、厚さ、延長	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は2箇所以上。	原則として実測、場合により施工管理記録による	
一般	土工	基準高、幅、法長、延長	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は2箇所以上。			
		河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は2箇所以上。	原則として実測、場合により施工管理記録による
浚渫(川)	基準高、幅、深さ、延長					
樋門・樋管	水門		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分函渠は同種構造物ごとに2箇所以上。		
			堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	施工延長100mにつき1箇所以上、延長100m以下の場合は2箇所以上。	
海岸	突堤・人工岬					
	海岸堤防					
砂防	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長				
	ダム	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意部分。		
流路		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は2箇所以上。			
		斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上、延長100m以下の場合は2箇所以上。		
港湾	防波堤、物揚場等	コンクリートダム	基準高、幅、堤長、ジョイント間隔	5ジョイントにつき1箇所以上。		
		フィルダム	基準高、外側境界線 堤長	施工延長100mにつき1箇所以上、延長100m以下の場合は2箇所以上。		
港湾	捨石工	防波堤、物揚場等	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長100m以下の場合は2箇所以上。		
		捨石工	基準高、幅、延長、数量			

(別表第2-2)

工 種	種	検査内容	検査頻度	摘 要
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上、延長100m以下の場合は2箇所以上。	原則として実測、場合により施工管理記録による
	橋梁下部	スパン長	スパン長は各スパンごと。	
		基準高、幅、厚さ、高さ、偏位	同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分。	
	鋼橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分。	
		基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上。	
	コンクリート橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分。	
		基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上。	
トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は3箇所以上。 (両坑口部を含めた箇所)		
用 排 水 路	開 水 路	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下の場合は2箇所以上。	
		中心線のズレ	適宜	
	管 水 路	基準高	施工延長500mにつき1箇所以上、延長500m以下の場合は2箇所以上。	
		中心線のズレ、ジョイント間隔、ゴム輪位置	適宜	
ほ 場 整 備	表土扱い	厚さ	施工面積1haにつき3点以上。	
	基盤整地及び田面整地	基準高、均平度	施工面積1haにつき3点以上。	
	畦 畔	断面、延長	施工延長500mにつき1箇所以上、延長500m以下の場合は2箇所以上。	
	水 路	断面、勾配、延長	施工延長500mにつき1箇所以上、延長500m以下の場合は2箇所以上。	
	道路（砂利道）	幅、厚さ、延長	延長500m以下の場合は2箇所以上。	
暗 渠 排 水	吸 水 渠	布設深、間隔、延長	1haにつき1本以上。	
	集 水 渠	布設深	施工延長おおむね500mに1箇所以上。	
客 土	客 土	厚さ	施工面積1haにつき3点以上。	
	スプリンクラー	埋設深	1haにつき1箇所以上。	
た め 池 改 修	堤 体	基準高、堤幅、法長、勾配、延長	施工延長20mにつき1箇所以上、延長20m以下の場合は2箇所以上。	
	洪水吐及び樋管	基準高、厚さ、幅、高さ、延長、中心線のズレ	適宜	
	グラウト	削孔位置、削孔深度		
	その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	構造物の重要度を考慮し、施工管理基準頻度の20～40%の範囲で実施することを原則として、同種構造物ごとに適宜決定する。

(別表第 2 - 3)

	工 種	検査内容	検 査 方 法
建物 外部 工事	外 壁 面	厚さ、長さ、高さ、平坦性	主要か所寸法の実測。
	屋 根 面	厚さ、長さ、高さ、勾配、防水性	主要か所寸法の実測。
	バルコニー	厚さ、長さ、高さ、勾配	手すりの高さと間隔の実測。
	外部建具	規格寸法、数量、垂直、水平機能	建付け、コーキングの有無、ドアーチェック等の作動状態の確認。
建物 内部 工事	床 面	厚さ、高さ、平坦性、防水	主要か所寸法の実測。床組堅固性、不陸及び不陸調整の方法の確認。
	壁 面	厚さ、垂直、平坦性	主要か所寸法の実測。下地処理及び仕上げ材の付着状態の確認。
	天 井 面	高さ、厚さ、平坦性	主要か所寸法の実測。下地及び仕上げ材の確認。
	内部建具	規格寸法、数量、機能	見込み、見付寸法及び軸組確認、建付け及び作動状態の確認。
	付属器具類	規格寸法、数量、機能	主要か所寸法の実測。避難器具等の操作と固定状態の確認。
屋外付帯工事		延長、高さ、数量、機能	主要か所寸法の実測、固定状態の確認。
設備工事		材料の規格、寸法、長さ、数量、位置、勾配、高さ、深さ、厚さ、支持間隔等	観察による確認。 主要か所寸法の実測。

(別表第 3 - 1) 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
共通	材 料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。
	基 礎 工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	土 工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は設計図書と対比して適切か。	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
道路舗装	路 盤 工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

(別表第 3 - 2)

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
建 築	材 料	品質及び形状は設計図書等と対比して適切か。	(1) 観察及び品質証明等により検査する。 (2) 場合により実測する。
	鉄筋コンクリート工事 (無筋コンクリート工事含む)	強度等は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	鉄骨工事		
	ブロック及び A L C パネル工事	強度、材質等は設計図書と対比して適切か。	
	左官工事	強度、乾燥等は設計図書と対比して適切か。	
	タイル工事		
	防水工事	材質等は設計図書と対比して適切か。	
	木 工 事	等級、乾燥等は設計図書と対比して適切か。	
	内装工事		
	建具工事	材質、機能等は設計図書と対比して適切か。	
	塗装工事	規格等は設計図書と対比して適切か。	
	金属工事	規格、材質等は設計図書と対比して適切か。	
	雑 工 事	設置器具の品質機能は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測又は操作し検査する。
設 備	機 材	機器及び材料の材質、形状、寸法、構造、機能等が設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。
	性 能	施工時及び完了時の検査、諸試験の状況が設計図書と対比して適切か。	(2) 運転操作し検査する。 又、場合により実測する。